イ　主として実施する医師に係る基準
(1)　専ら皮膚科、形成外科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(2)　皮膚科専門医、形成外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は口腔外科専門医であること。
(3)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として五例以上の症例を実施していること。
ロ　保険医療機関に係る基準
(1)　皮膚科、形成外科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科並びに放射線科を標榜していること。
(2)　実施診療科において、当該療養に係る経験を二年以上有し、かつ、当該診療科が皮膚科である場合にあっては皮膚科専門医である常勤の医師が、当該診療科が形成外科である場合にあっては形成外科専門医である常勤の医師が、当該診療科が耳鼻いんこう科である場合にあっては耳鼻咽喉科専門医である常勤の医師が、当該診療科が歯科口腔外科である場合にあっては口腔外科専門医である常勤の歯科医師が、それぞれ配置されていること。
(3)　放射線科において、常勤の医師が配置されていること。
(4)　麻酔科標榜医が配置されていること。
(5)　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
(6)　薬剤師及び診療放射線技師が配置されていること。
(7)　病床を有していること。
(8)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
(9)　当直体制が整備されていること。
(10)　緊急手術体制が整備されていること。
(11)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
(12)　医療機器保守管理体制が整備されていること。
(13)　医療安全管理委員会が設置されていること。
(14)　当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

九十九　悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の同定及び転移の検索（触診及び画像診断の結果、悪性黒色腫の遠隔転移が認められないものであって、臨床的に所属リンパ節の腫大が確認されていないものに限る。）の施設基準
イ　主として実施する医師に係る基準
(1)　専ら皮膚科、形成外科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(2)　皮膚科専門医、形成外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は口腔外科専門医であること。
(3)　当該療養について二年以上の経験を有すること。
(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として五例以上の症例を実施していること。
ロ　保険医療機関に係る基準
(1)　皮膚科、形成外科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科並びに放射線科を標榜していること。
(2)　実施診療科において、当該療養に係る経験を二年以上有し、かつ、当該診療科が皮膚科である場合にあっては皮膚科専門医である常勤の医師が、当該診療科が形成外科である場合にあっては形成外科専門医である常勤の医師が、当該診療科が耳鼻いんこう科である場合にあっては耳鼻咽喉科専門医である常勤の医師が、当該診療科が歯科口腔外科である場合にあっては口腔外科専門医である常勤の歯科医師が、それぞれ配置されていること。
(3)　放射線科において、常勤の医師が配置されていること。
(4)　麻酔科標榜医が配置されていること。
(5)　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
(6)　薬剤師及び診療放射線技師が配置されていること。
(7)　病床を有していること。
(8)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。
(9)　当直体制が整備されていること。
(10)　緊急手術体制が整備されていること。
(11)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
(12)　医療機器保守管理体制が整備されていること。
(13)　医療安全管理委員会が設置されていること。
(14)　当該療養について、三例以上の症例を実施していること。

第三項第二号を次のように改める。
二　削除
第三項第四号を次のように改める。
四　削除

○厚生労働省告示第四百二十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって同年十月一日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（平成二十一年九月三十日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、平成二十三年三月三十一日までは、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十一年十月一日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成二十三年三月三十一日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

（「次のよう」は省略し、改正全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第四百二十六号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　けし耕作者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	一・〇〇アール
岡山県美作市	三・〇〇アール
高知県四万十市	〇・五〇アール

二　甲種研究栽培者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	四・五〇アール
茨城県つくば市	三・七七アール
東京都小平市	一・五〇アール
神奈川県相模原市	〇・六四アール
長崎県長崎市	〇・一〇アール
鹿児島県熊毛郡中種子町	一・〇〇アール